

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和4年度 第2回 芦屋市男女共同参画推進審議会
日時	令和4年11月2日(水) 午後1時30分～3時
場所	芦屋市役所分庁舎2階 大会議室
出席者	会長 奥野 明子 副会長 細川 由美子 委員 城戸 知子、熊懷 賀代、関 めぐみ、武本 夕香子、橋本 明美 欠席委員 大場 由裕、福本 吉宗(敬称略)
事務局	市民生活部長 大上 勉 市民生活部人権・男女共生課長 竹内 浩文 市民生活部主幹(女性活躍支援担当) 小杉 頼子 市民生活部人権・男女共生課男女共生係長 松丸 真奈 市民生活部人権・男女共生課男女共生課員 青木 祐馬 市民生活部人権・男女共生課男女共生課員 高橋 周平
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者全員の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	1人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン 原案について

(3) その他：第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン原案にかかる市民意見募集、及び令和4年度第3回芦屋市男女共同参画推進審議会について

2 提出資料

令和4年度第2回芦屋市男女共同参画推進審議会次第

芦屋市男女共同参画推進審議会委員名簿

資料1 第5次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン 原案

資料2 第5次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン 施策体系

当日資料 第5次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン 概要チラシ(案)

3 審議内容

=開会=

=部長あいさつ= 大上部長

=会議の公開について説明=

=事務局紹介=

=会長のあいさつ=

=議事=

事務局／竹内：ここからは、奥野会長に議事進行をお願いいたします。

奥野会長：それでは議事の「第5次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン 原案について」、まず事務局から説明をお願いいたします。

●事務局より原案について、資料1、2に沿って説明

奥野会長：ありがとうございました。皆様、それぞれ気になった点をご指摘いただければと思います。現計画は網羅的でどこに重点があるのか、またどのような構造になっているのかが分かりにくいですが、次期計画は資料2のとおり、これまで6つだった基本目標を3つに減らし、さらにその3つの目標の中で、重点的に取り組むものを明確に示していることが良いと思いましたが、皆様いかがでしょうか。

細川副会長：会長がおっしゃったように、市として目指していきたい方向性が明確に分かる計画となっております。また前回の審議会の意見を取り入れていただき、キャッチフレーズも立てていただいたことで、より分かりやすくなったと思えました。重点取組については社会情勢や芦屋市の特徴を踏まえて設定いただいているものと思えますが、防災に関連する取組内容が他の項目より薄いので、もう少し防災分野に重点を置いていただければと思います。今年は芦屋市では被害がありませんでしたが、5年の計画期間中には全国で災害が起こる可能性が高いと思います。市の地域防災計画も拝見しましたが、現状は防災訓練もご年配の男性が主導しておられるようですし、発災直後の対応にも男女共同参画の視点により取り入れられるべきだと思います。国の施策でも国土強靱化を推進しているように、災害に対する考え方として、DV防止等も含め、安全・安心して生活できる環境の整備のために、女性や高齢者の視点を取り入れていただきたいと思います。

事務局／竹内：資料1の原案の防災に関連する記載箇所については、現在も防災関連部署との調整を進めており、防災関連の意思決定の場や避難所運営の責任者へより多くの女性を登用することなど、より詳細な取組内容を記載できるよう検討しておりますが、その他何か追加すべき内容等ございますでしょうか。

細川副会長：基本目標1の施策の方向性(1)の主な取組を「②防災・減災への取組」と設定しておられますが、発災時、行政が機能不全になった際に、地域とどのような連携体制がとられるのか気になります。市内で67団体が自主防災会として活動していることは素晴らしいことだと思いますので、あとはどのように行政と連携していくのが重要だと思います。その他、福祉関連部署や医療機関との連携や、非常時の業務継続計画等についても、市の地域防災計画を見る限りはあまり重点的に取り組めていない印象がありますので、取組を進めていただければと思います。

事務局／竹内：おっしゃっていただいた取組に関しては、地域防災計画の中でより詳細に記載すべきなのか、もしくは、現在ご審議いただいている男女共同参画行動計画の中で記載すべきなのでしょう。

細川副会長：地域防災計画には、妊産婦や乳幼児のアセスメントシートなど特別な支援について具体的な文言の記載はありませんでしたし、高齢者の視点での記載内容はありましたが、男女共同参画の視点での取組の記載はなかったので、発災時にどれだけ地域に還元できるかという観点で考えると未だ不足があるように感じました。

事務局／竹内：ありがとうございました。ご指摘いただいた取組について、男女共同参画行動

計画に掲載するべきか、地域防災計画で掲載するべきか検討いたします。

関委員：芦屋市の防災会議の委員について、女性は33人中5人しかおられません。あて職により委員に就任しているため女性が少なくなってしまうのだと思いますが、組織の長にこだわらず、副長として女性を任命することや、半数以上の委員に女性を任命するなど、より積極的な取組が必要だと思います。次期計画は基本目標が6つから3つに減り、明確で分かりやすくなった一方、逆に書いていることしかやらない、となってしまうのではないかという懸念も感じました。資料1の20ページに掲載の数値目標として市附属機関等における女性委員の割合を40%以上と設定いただいておりますが、特に防災委員について確実に40%以上を目指します、というような具体的な文言も「主な取組」のところに記載いただければと思いました。住民との連携に関しては、私自身も京都で女性が災害時の心のケアをできるようになることを目的とした、女性のための災害サポーター養成講座を受けたことがあるのですが、芦屋市においても市民一人ひとりが行動できるような講座を男女共同参画センターが企画・実施するなど、取組同士を連携して進めていく必要があるのではないかと思います。

事務局／竹内：基本目標1の施策の方向性（1）の主な取組「②防災減災への取組」の数値目標を、おっしゃってくださった防災委員の女性割合とするべきでしょうか。

関委員：私はそうするべきではないかと思います。

事務局／竹内：所管の防災安全課と協議の上、目標について検討させていただきます。

奥野会長：現在は基本目標1の重点取組は施策の方向性（2）の主な取組「①市職員の意識醸成」となっていますが、今この審議会場で、防災分野の取組の重要性についてご意見をいただいたことで、重点取組を変更することも可能なのでしょうか。また、数値目標の立て方が、現計画の目標の立て方と同じようですが、世の中が大きく変化している中で、さらに今後の5年間の目標の立て方がこれで問題がないかという疑問があります。

事務局／竹内：数値目標について、現在の計画と同様に設定したものもありますが、見直しを行って新たに追加した項目もございます。

奥野会長：令和9年度の目標をどのように定めるかが重要だと思います。基本目標1の施策の方向性（1）の主な取組「②防災・減災への取組」の数値目標が、年3回以上という啓発実施回数となっていますが、もう少し実効性のある数値目標が良いのではないかと思います。しかしながら、数値ばかりを意識し過ぎても実効性がないため、数値目標の設定は難しいと感じます。委員の皆様、こういった目標の方がより実効性があるのではないかとご提案があればお願いいたします。例えば、「②防災・減災への取組」については、委員の女性割合を半分以上にするという目標でもよいのではないかと思います。

細川副会長：防災委員の女性割合を半分以上にするという目標でも良いと思いますし、芦屋市内にも防災士の方による防災セミナーが実施されていますが、規模が小さいように思いますので、防災士の人数を増やすことも数値目標として設定できるかと思います。

事務局／竹内：もし防災士の人数を数値目標として設定するのであれば、防災士全体の人数の増加なのか、それとも女性の防災士の人数の増加なのか、どちらが良いのでしょうか。

熊懷委員：男女共同参画に関心のある人が集まる場に、元々は地域において防災活動をして

いたところ、男女共同参画の分野と繋がりました、と話される方が非常に多くおられ、また女性の防災士の方が講師をなさるイベントに行くと、日々の生活とのつながりが深いことに気が付きます。原案の「②防災・減災への取組」の文章中には、啓発の具体的内容が書かれていないので分かりづらいですが、女性の防災士を増やすという数値目標を掲げれば、生活に直接的に作用する効果的な取組となるのではないかと思います。

武本委員：基本目標1の施策の方向性(2)の主な取組「①市職員の意識醸成」を重点目標として設定していることに関して非常に良いと思いました。最近減りましたが、以前は私の法律事務所に相談に来られる方の中には、市職員から心ない言葉を投げかけられて、心が折れました、夫と戦うことをやめました、とおっしゃる方がおられました。弁護士に相談してくださる方は良いのですが、弁護士に相談することを諦める方も多くおられました。市職員は市民の方と接することが多く、特にDVについての理解をしておくことが重要だと思いますので、認識を深めていただいて、救われるべき人が取りこぼされることのないように対応いただければと思います。基本目標1の施策の方向性(1)の主な取組「②防災・減災への取組」についてですが、実際に被災した場合の対応が重要ではないかと思えます。阪神大震災の教訓を得て、東日本大震災の発災時には、防災分野において改善されたことも多かった一方で、生理用品や下着の洗濯の問題等、女性の視点による支援の必要性について認識が薄い方からの無神経な発言を受けたことで、さらに精神的被害を受けた方が多くおられて、深刻な問題となりました。行政の中には、被災した場合の男女共同参画の視点からの取組を記載したマニュアルを作成している自治体もあります。防災・減災の取組だけではなく、被災した方々の支援においても、男女共同参画の視点を取り入れることを文章に加えていただけるとありがたいです。また、基本目標2の施策の方向性(2)の主な取組「①DV被害者支援」と「②DVと性暴力防止のための取組」の部分は、今後も重要な取組だと思うので、もう少し内容を拡充して記載いただければと思います。簡潔で非常に分かりやすいのですが、例えば、単に被害者に対して情報提供や支援をしますというだけではなく、市民と接する中で被害に気が付きやすい市職員が適切な情報提供ができるような取組により、被害を早期に発見します、という内容を追加していただければと思います。

奥野会長：他にご意見はございますか。

熊懷委員：基本目標1の施策の方向性(2)の主な取組「①市職員の意識醸成」は私も重要だと思います。数値目標として研修参加人数を設定していますが、令和3年度と令和9年度の数値に大きな違いがありません。また、数値が全てではありませんが、令和3年度も88人という多くの方が研修に参加された実績があるのに、職員意識調査の結果からは、市職員における男女共同参画に関する認知度等は低く、もっとこの分野に関心を持っていただきたいと感じました。また原案10ページの施策の方向性(2)「市職員への啓発や学校園等での学習」の文章に関して、学校における進路指導に重点が置かれているように感じたのですが、先生方には、学校が、子どもたちが性別による「男/女らしさ」や「男性は/女性は～あるべきだ」という考え方を越えて、一人ひとりが尊重し合える場になっていくよう、特に意識をもって取り組んでいただきたいと思えます。

奥野会長：教育現場の教職員の意識が重要であるということですね。基本目標1の施策の方向性(2)の主な取組「①市職員の意識醸成」の数値目標である研修参加人数について、令和3年度の現状値が88人、令和9年度の目標値が100人ですが、この人数はどういった研修における参加人数でしょうか。

事務局/竹内：新任職員に対してと、通常的一般職員に向けた男女共同参画に関する研修を

毎年必ず実施しており、その2つの参加者人数と昇任対象者に向けた研修の合計人数となっています。今後参加人数を増やすためには、どういうターゲットに絞って研修を行うかの検討が必要であると考えております。

奥野会長：この数値目標は5年間で100人ですか、それとも各年度100人ですか。

事務局／竹内：毎年100人という意味です。

奥野会長：芦屋市の職員は何人くらいおられますか。

事務局／竹内：正規職員は約600人です。

奥野会長：資料1の23ページにも記載いただいているとおり、職員意識調査には多数の職員が回答しておられます。第5次男女共同参画行動計画の終わりにも、改めて意識調査を実施することで研修実施の効果が客観的に分かると思います。今はインターネットを利用することで組織内での調査が簡単にできますので、毎年は難しいかと思いますが、計画期間の5年を基準にして、5年単位でどのように意識が変わっていったか、庁内調査をするのは重要だと思います。

事務局／竹内：5年に1度の市民意識調査の実施とともに、毎回職員意識調査も一緒に実施しており、今後も5年に1回は調査実施予定です。

奥野会長：職員意識調査の中の認知度等の結果数値を、数値目標に設定するのはいかがでしょうか。

事務局／竹内：検討いたします。

武本委員：基本目標1の施策の方向性(2)の主な取組「②多様な選択を可能とする学校園等での学習機会の提供」についての文章は、子どもに対する啓発についてのみ記載されていますが、教職員に対する啓発も重要だと思うので、一言でも追加して記載した方が良いと思います。子どもたちが面前DVで傷ついたり、父親から性被害を受けていたりする場合、教職員が第一発見者となり、被害から逃れられることもあります。気づくことができれば良いのですが、気が付かないままだと大変な被害につながります。教職員は保護者対応等も含め非常に忙しいかと思いますが、日頃子どもたちと直接的に関わっている教職員が最初に被害に気が付きやすいので、教職員への啓発も文言として追加して記載いただきたいと思います。また資料1の11ページに記載の「①市職員の意識醸成」について、「ハラスメント防止を含め、積極的な男女共同参画についての啓発を行っていく」と書かれていますが、将来的には外部に相談窓口を設けることを検討いただきたいと思います。内部の相談窓口には相談できず、相談自体に行けない場合もありますので、外部に設置していることが重要だと思います。相談窓口があるだけでハラスメントの抑止力になりますので、市職員に対する意識啓発はもちろんのこと、外部の相談窓口の設置を将来的にご検討いただければと思います。

事務局／小杉：芦屋市では以前ハラスメント事象が発生した経緯があり、昨年より外部の相談窓口を設置しています。

武本委員：既に設置しているのであれば、設置して取り組んでいるということを明示した方が良いのではないかと思います。

事務局／小杉：追加記載を検討いたします。

奥野会長：その他についていかがでしょうか。

橋本委員：資料1の14ページの「②DVと性暴力防止のための取組」についての文章中に、「女性に対する暴力をなくす運動」期間についての記載があるのですが、具体的にはどのような取組をされているのでしょうか。

事務局／小杉：毎年、何等かの方法で周知・啓発を行う予定です。本年度は、市内の全高校3年生を対象に、性暴力防止のためのチラシや啓発グッズを配布する予定です。各年度でどのような取組を実施するかについては、効果的な取組となるよう研究いたします。

橋本委員：市が独自に実施しているのでしょうか。

事務局／小杉：国として期間を定めているのですが、本市と同様に、近隣各市においても啓発セミナーの実施や啓発パネルの展示等、自治体ごとに取り組んでいる状況です。

橋本委員：そういった取組があることを知らなかったです。

事務局／小杉：周知に努めさせていただきます。

奥野会長：橋本委員、自治会のお立場から、防災に関連することで何かお気づきのことはございますか。

橋本委員：集会所のイベントで防災訓練をした際には、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層が参加していただきましたが、防災訓練だけで人を集めるのは難しいので、イベントの最後に人が集まる機会を利用するなどして参加を呼びかけたいと考えています。

奥野会長：防災訓練の中で男女共同参画の視点、特に女性の視点は十分取り入れられていますか。また、旗振り役がいつも男性であるとか、そういうことはありませんか。

橋本委員：そういった視点も取り入れた方が良いでしょう。

奥野会長：橋本委員も男女共同参画推進審議会の一委員ですので、是非今後はそういった視点を取り入れていただければありがたいです。

橋本委員：今後、心掛けていきます。

奥野会長：どうぞよろしく願いいたします。

城戸委員：皆様がおっしゃられたように、今回の原案に前回の審議会での意見が反映されていることが分かり、より良い芦屋にしようという市の思いが感じられました。防災に関しては、私自身が中学生の時に阪神淡路大震災で被災し、6か月間避難生活を送った経験があるので、自分の娘が今後、思春期の多感な時期に災害に遭い、避難所での生活が長引いたときのことを想定すると、防災分野において女性の視点を取り入れていくことの必要性を感じています。

奥野会長：ありがとうございます。他にお気づきのことがあれば、ご意見いただけますでしょうか。

関委員：防災に関連して、書面開催となった令和3年度第2回男女共同参画推進審議会において、女性や性的マイノリティの人が防災士資格を取得するための金銭的な助成を設けることについてご意見いたしました。防災士資格の取得には、61,900円の費用がかかりますが、芦屋市は防災士資格取得のための学習費用を全額助成しているのでしょうか。助成の制度があるのであれば、女性の防災士を増やすために、制度の周知をすることを数値目標にしてはいかがでしょうか。

細川副会長：防災士の資格取得費用の61,900円というのは、資格取得のための研修講座を受講する場合に、受験料や登録料と併せての費用がそれだけかかるということかと思えます。兵庫県が主催の防災セミナーは無料で受講でき、防災士資格試験受験自体は3,000円で受験できるため、61,900円全額はかからないと思えます。芦屋市も年に1回研修講座を主催しているかと思えます。

事務局／大上：各個人で受講いただくもの以外に、市では以前より防災士会とプログラムを組み、市内で研修を受けていただける機会を設けており、その機会には市民の方々も受講できるよう枠を設け、土日に実施するなどしております。また、一定の経験年数の全職員を対象とした研修としても位置付け多くの職員が資格を取得しております。市内には女性の消防士もおりますし、女性自衛隊員も同様ですが、国・県をあげて防災の分野での女性参画の推進が求められている状況です。本市は阪神・淡路大震災の被災市として、防災全般における取組を非常に重要と考えています。地域の住民の方々の防災意識は非常に高いのですが、被災経験世代は半分以上変わっており、市職員も入れ替わっておりますので、被災の経験を継承していくと同時に、直下型地震以外への備えも必要だと考えております。発災時、被災者の半分は女性となるので、性別という広いカテゴリーの違いを認め合うという男女共同参画の視点は重要です。審議会の中でこのように多数のご意見をいただいたことで、男女共同参画行動計画だけでなく、地域防災計画にも反映していけたらと考えております。災害時には、子ども、障がいのある方、高齢者の方など、それぞれの目線が重要です。平時の取り組みが全てであり、日頃のコミュニケーションが大切であるため、その点を重点的に取り組むことで、男女共同参画の課題解決にもつながると考えておりますので、原案の目標設定の仕方についても検討させていただければと思います。

奥野会長：基本目標3の施策の方向性(2)の主な取組「③働き方の改革の推進」の数値目標が「市男性職員の育児に関する休暇取得率」であり、市職員に限った目標となっておりますが、市内の事業者が対象ではないのでしょうか。19ページの取組内容の文章中にも、事業者を対象とした目標や取組が少ないので、数値目標設定が必要なのではないのでしょうか。

事務局／小杉：この箇所については、もちろん市内事業者様や市民の方を対象とした施策の方向性ではありますが、市内に大きな企業が少ないこともあり、まずは率先して市が取り組んでいくという姿勢を見ていただく意味で、数値目標は現計画に引き続き、同様に設定させていただきたいと考えております。

奥野会長：従業員200人以上の企業が12、13社ほどしかないという以前この会議でお聞きしましたが、その数なら1社ずつ実態や現状を聞きに訪問することも提案させていただいたかと思えます。数少ない事業者の中の一つに、芦屋市が大きな組織として存在しているということですが、事業者数が少ないという理由だけで、市だけの目標設定を行うという

のは再検討が必要かと思えます。市民の方が市内で就職せず、市外に働きに行っているという現状もあるかとは思いますが、いかがでしょうか。

事務局／大上：縦割りという意図ではないのですが、国や県など社会全体として、制度の充実も含めて、さらに企業に向けての取組を進めていかないといけないと考えております。ポストコロナの影響によるテレワークの推進を含め、より一層のワーク・ライフ・バランス推進や働き方改革等が求められています。同時に、まずは市役所が一事業者として率先して取組を進めていくという意味合いで、今回の原案の数値目標はこのように設定させていただいておりますが、今後市の取組を広く周知・啓発等を徹底していくことで、目標の対象を地域の事業者様にも広げていくことにしたいと考えております。市内の事業者様に対して、市がまずは率先して取り組んでいる、という発信の仕方は効果があるのではないかと考えております。ただ、営利を目的とされる事業者様を対象に、市の計画の数値目標を設定することに関しては、難しいところがあるかもしれませんが、将来的に目指していく方向としては、市内の事業者様がそれぞれ意識を持って取り組んでいただくことが重要だと考えております。同時に、市の男性職員の育児休業取得推進のための工夫や業務の見直しが必要だと考えておりますので、そういう点からもまずは市がより一層の取組を進めていく中で、事業者の皆様にも取組の提案をしていけたらと思えます。

奥野会長：そういう意味では数値目標ではなく、取組内容の文章中に、市民や事業者等に対する啓発を行うなどを記載することで、取組を進める対象が市役所の組織の中だけではなく市全体に向かうものとなるよう、他部署や商工会等と連携し、取組を進めていく旨を加筆いただければと思えます。

細川副会長：芦屋市の良さは、コンパクトさでもあるので、原案本文には市役所が市内企業のモデルとなり、けん引役になるという文言を記載いただければ、より独自性があるのではないかと思いました。

武本委員：先ほど資料14ページの主な取組「①DV被害者支援」についてももう少し内容を拡充していただきたいとお伝えしましたが、具体的な案として、市職員が被害の早期発見を心掛けるだけでなく、取組①の文章の、下から6行目の文章中の「状況に応じた」の前に、「就労支援や心身の回復に向けた支援等」というような文言を追加してもらえたらと思えます。

関委員：この箇所について、先ほど教職員が第一発見者になるというお話もありましたが、教職員の他に、医療従事者、保育関係者、警察や消防関係者等、具体的に発見する可能性が高い人々に向けた啓発が非常に重要だと思いますので、そういった文言も追加いただければありがたいです。また、基本目標2の施策の方向性(1)の主な取組「②ライフステージに応じた健康づくり」に関して、私も附属機関委員をさせてもらっているスポーツ推進の所管部署と連携して取組を進めるのが良いかと思えます。特に子育て世代の女性がなかなかスポーツに参加できないということが統計的なデータとして出ておりますので、時間もお金もないという問題をどのように捉えて、健康づくりに繋げていくのかということも含めて、連携した取組ができれば良いと思えます。

奥野会長：ありがとうございます。それではお時間になりましたので、議題についての審議を終了いたします。それでは次第に戻りまして、「3 その他」について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局／竹内：皆様、大変たくさんのご意見をいただきありがとうございました。次期計画

の原案につきましては、本日いただきましたご意見を反映の上、まとめさせていただき、庁内の審議、及び議会へ報告をさせていただいた後、12月中旬よりパブリック・コメントの募集を行い、広く市民の方よりご意見をいただきたいと思います。結果の公表は3月初旬を予定しております。また本日、本年度第2回目の審議会を行わせていただきましたが、次回はこちらの資料に記載のとおり、1月25日（水）午後1時30分より第3回審議会を開催予定です。なお先日は第2回審議会前にも関わらず、日程調整にご協力をいただき、誠にありがとうございました。次回審議会では、次期計画の最終案とパブリック・コメントの結果についてご報告させていただく予定です。なお本日の会議録につきましては、案ができ次第皆様にお送りしますので、お手数ですが、ご確認よろしく願いいたします。その後、ホームページにて公開をさせていただきます。

奥野会長：皆様たくさんのご意見をいただきありがとうございました。また事務局におかれましては、第5次計画が良い計画になるよう、前回のこの会議での意見を反映していただいております。委員としてやりがいを感じました。皆様引き続きどうぞよろしく願いいたします。